

コミュニティ・スクールについて

1 コミュニティ・スクールとは何か

学校運営協議会制度（学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むためのしくみ）を導入した学校

2 コミュニティ・スクールの法的根拠

教育再生実行会議・中央教育審議会等の意見を受け、平成29年3月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、「全ての公立学校で、学校運営協議会の設置が努力義務化」となった。

併せて、複数の学校で1つの協議会を設置することも可能になった。

3 コミュニティ・スクール導入のメリット

- (1) 組織的・継続的な体制の構築
- (2) 当事者意識・役割分担
- (3) 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

4 コミュニティ・スクールの導入状況

平成29年4月1日現在、3,600校（全国の約12%）

福島県内では、8市町村33校園

5 コミュニティ・スクールの成果と課題

- (1) 成果
 - ① 地域連携の強化
 - ② 教職員の意識改革
 - ③ 学力向上・生徒指導課題解決
- (2) 課題
 - ① 負担感
 - ② 人材・予算の確保
 - ③ 他制度との関わり

6 導入・推進のための補助制度

コミュニティ・スクール立ち上げまでの補助制度及び立ち上げ後の運営体制づくりのための補助制度がある。（補助率1/3）

例年、年明けに募集があり、5月頃に決定される。

7 本市の動き（見通し）

※ 平成32年度以降、順次、市内全校へ拡大

平成28・29年度	平成30年度	平成31年度
○ 五百川小学校における土台づくり	○ 五百川小学校における補助制度を活用した立ち上げ準備	○ 五百川小学校におけるコミュニティ・スクールの先行実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、評議員、地域団体代表への働きかけ ・ 教職員への理解促進（研修・熟議） ・ 学校運営協議会につながる組織の立ち上げ ・ 熟議による課題や目標の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究推進の組織体制づくり（推進委員会） ・ 先進校視察 ・ C Sマイスター等を活用した研修会 ・ C S推進フォーラムへの参加 ・ 学校運営協議会委員の選定 ・ 委員候補者への研修 ・ 保護者、地域への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校運営協議会の組織・開催 ・ コーディネーターの配置 ・ 学校支援体制の整備と支援活動の実施（学校支援地域本部事業との連携） ・ 地域と学校が協働する活動の実施 ・ C S推進フォーラムへの参加

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクール

II

学校運営協議会制度を導入した学校

輝く子供たちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進めていくためには、学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有することが重要です。

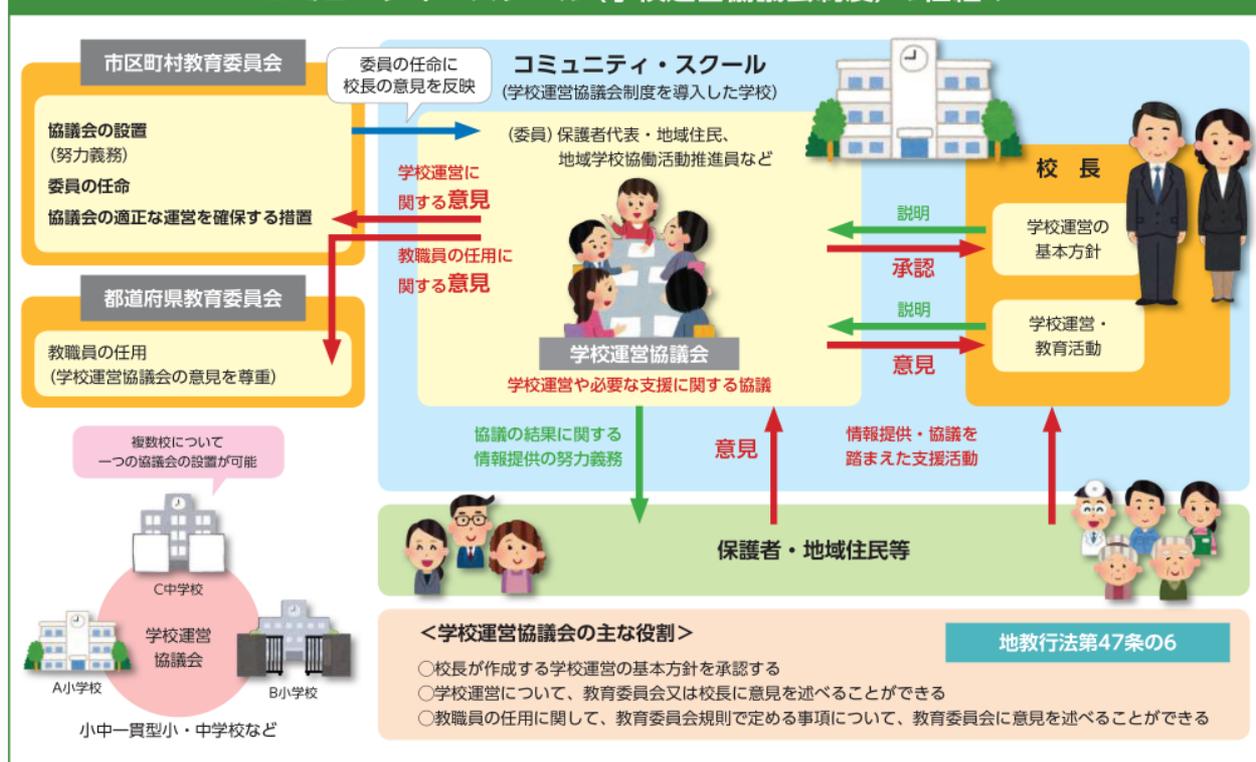
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。

コミュニティ・スクールの主な3つの機能

[地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6]

- 校長が作成する学校運営の**基本方針を承認**する
- 学校運営について**、教育委員会又は校長に**意見を述べる**ことができる
- 教職員の任用に関して**、**教育委員会規則に定める事項**について、教育委員会に**意見を述べる**ことができる

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)に関する法改正

学校運営協議会制度に関する法律が改正されました

学校運営協議会が設置された学校では、学校や子供たちの教育に対する保護者・地域住民等の理解が深まり、相互に連携・協働する場面が増えています。また、教育課程の充実につながる効果的な地域連携の取組が増えるなど、学校運営の改善にも大きな成果がみられます。

しかし、複雑化・多様化している学校現場の課題等を解決し、子供たちの教育環境を充実させるためには、**地域住民等の協力を得て、社会総がかりで教育の実現を図っていくことが重要**です。そのためには、全ての公立学校において学校運営協議会の設置を進める必要があることから、政府において継続的に議論が行われてきました。

教育再生実行会議 第6次提言(平成27年3月4日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 未導入地域における取組の拡充
- 地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策
- コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める**

中央教育審議会答申(平成27年12月21日)

コミュニティ・スクールに関する部分の概要

- 全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校(コミュニティ・スクール)を目指す**
- 各教育委員会が、コミュニティ・スクールの推進を図っていくよう、現在任意設置となっている学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくことが必要

こうした議論を踏まえ、学校運営協議会の設置をさらに促進していくために、平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。

●主な改正ポイント

- 学校運営協議会の設置が努力義務化に
- 学校運営への必要な支援についても協議すること
- 協議会の委員に、学校運営に資する活動を行う者を追加
- 教職員の任用に関する意見の範囲について、教育委員会規則で定めることに
- 複数校で一つの協議会を設置することが可能に
- 協議結果に関する情報を地域住民に積極的に提供することを努力義務化

コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、コミュニティ・スクールになるメリットや魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「**持続可能な仕組み**」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「**目標・ビジョンを共有**」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「**基本方針の承認**」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「**役割分担をもって連携・協働による取組**」ができます。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く**保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組み**です。当事者として、子供の教育に対する課題や目標を共有することで、学校を支援する取組が充実するとともに、関わる全ての人に**様々な魅力が広がっていきます**。

子供にとっての魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって**安心・安全な生活**ができます。



教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという**安心感**があります。
- 保護者同士や地域の人々との**人間関係が構築**できます。



地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、**地域のよりどころ**となります。
- 学校を中心とした**地域ネットワーク**が形成されます。
- 地域の**防犯・防災体制等の構築**ができます。



コミュニティ・スクールの導入状況 (学校数)

学校運営協議会を設置している公立学校数
46都道府県内**3,600校** (平成29年4月1日現在)

○幼稚園 115 ○小学校 2,300
○中学校 1,074 ○義務教育学校 24
○中等教育学校 1 ○高等学校 65
○特別支援学校 21

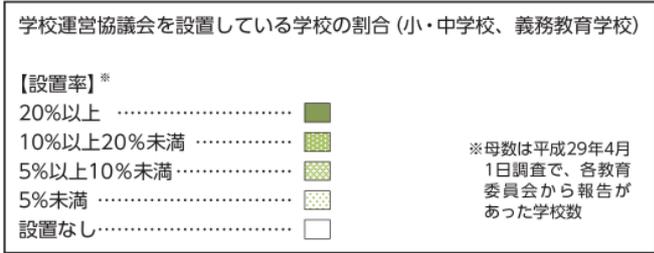


全国の**11.7%**の小・中学校、義務教育学校
(**3,398校**)がコミュニティ・スクールを導入

→ 第2期教育振興基本計画における目標(公立
小・中学校の1割:約3,000校)を達成!

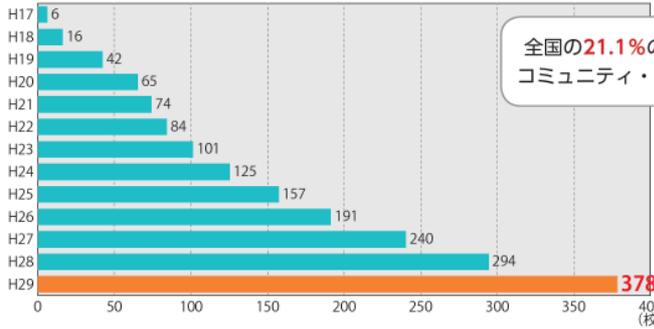


※沖縄県は地図を拡大しています。

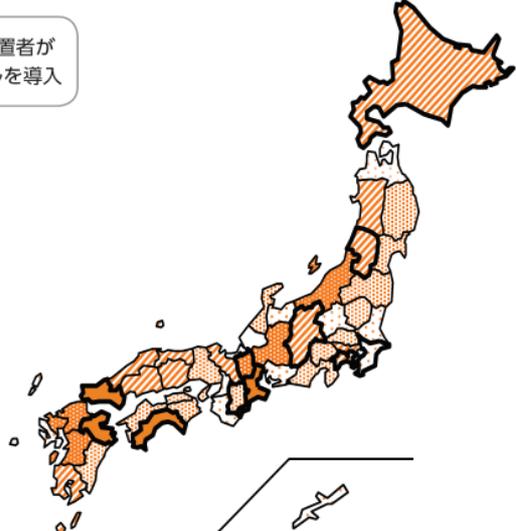


コミュニティ・スクールの導入状況 (学校設置者数)

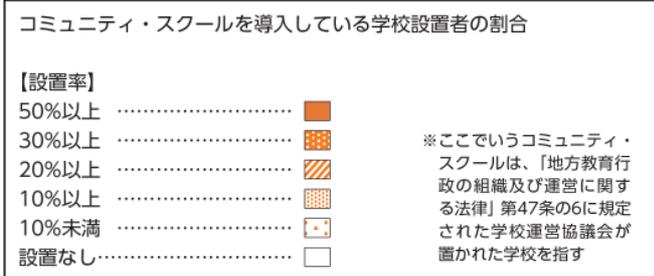
コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数 → **11道県367市区町村**
※組合立学校の設置者4を含む



全国の**21.1%**の学校設置者が
コミュニティ・スクールを導入



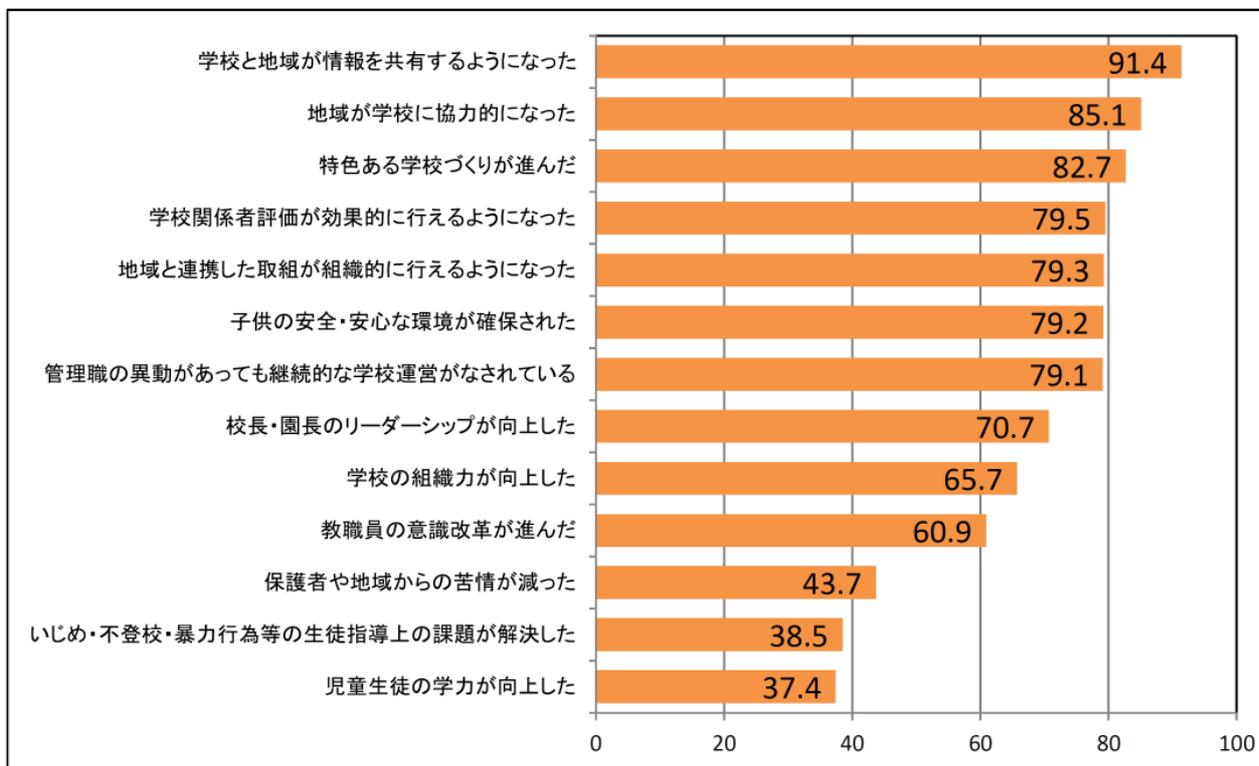
※沖縄県は地図を拡大しています。
※太枠は、所管の学校(高等学校・特別支援学校等)にコミュニティ・スクールを導入している道県



コミュニティ・スクールの成果と課題

成果

コミュニティ・スクールに指定された学校では、地域連携に関する成果のみならず、教職員の意識改革や、学力向上・生徒指導の課題解決においても、**成果**を認識しています。



出典「コミュニティ・スクールの実態と校長の意識に関する調査」(平成27年度文部科学省委託調査)

学校と地域の情報共有・協力・連携・相互理解

学校関係者評価の充実

教職員の意識改革

学校・地域の課題解決



学校が**元気**に！

地域が**元気**に！



コミュニティ・スクールで変わる
地域とともにある学校の姿

③ 学校・家庭・地域の課題
解決に向けた動きの進展

好循環

が生まれています

① 関わる人々の意識改革
(当事者意識)

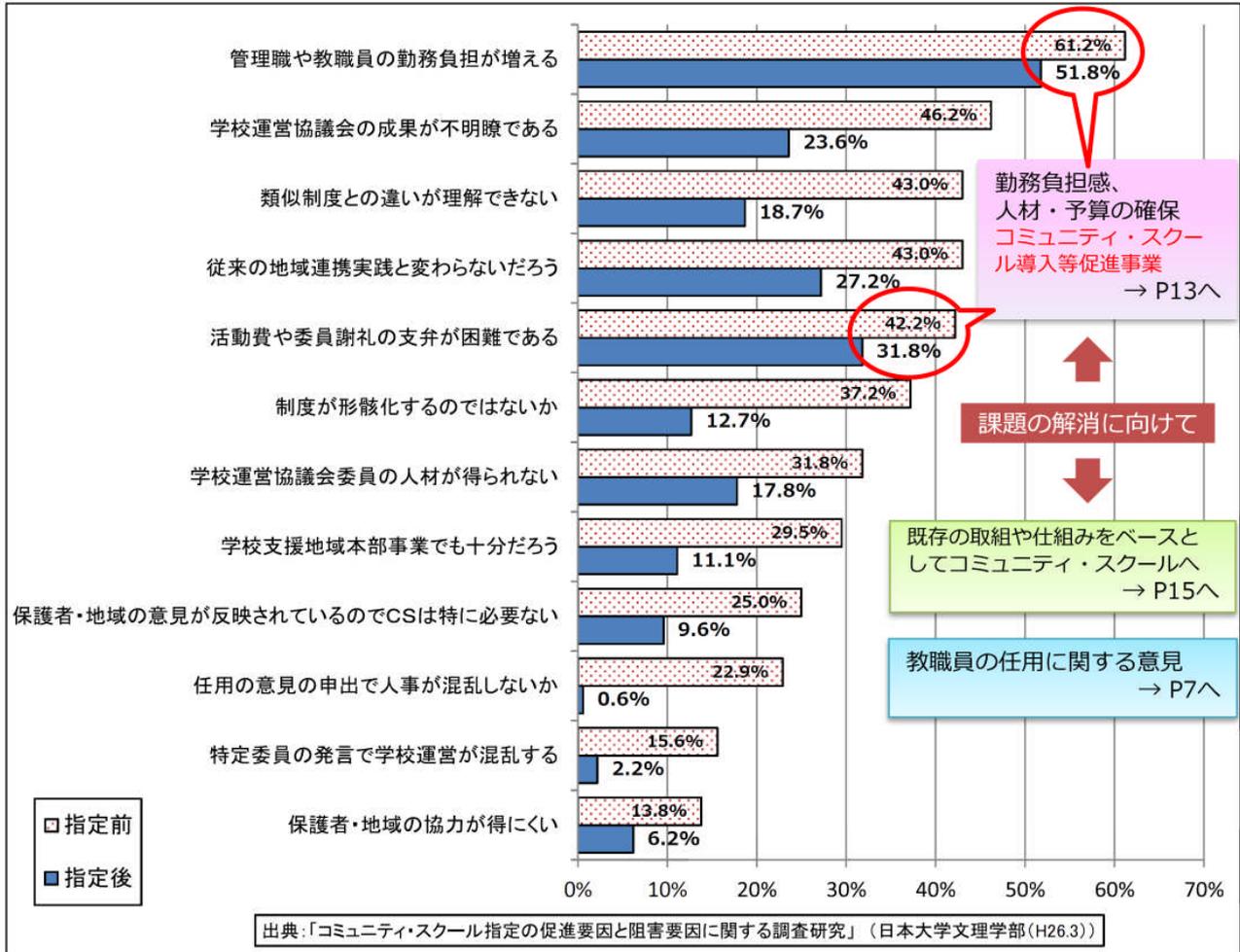
② 保護者・地域住民の教育活動への参画
学校・家庭・地域の連携強化

学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものです。

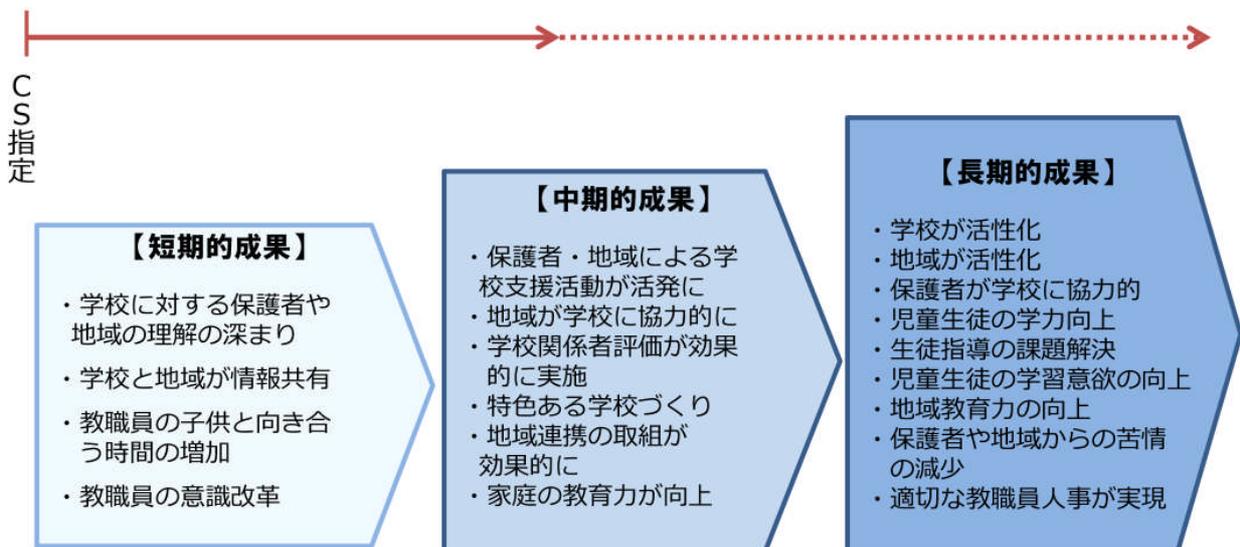
課題の解消

コミュニティ・スクールに指定された学校では、指定前にコミュニティ・スクールに対して課題と感じていたことが、**指定後には解消**されています。

【コミュニティ・スクール「指定前」と「指定後」の教職員の意識の変化】



コミュニティ・スクールの指定経験の長い学校で、**成果の認識が高くなる**傾向があります。

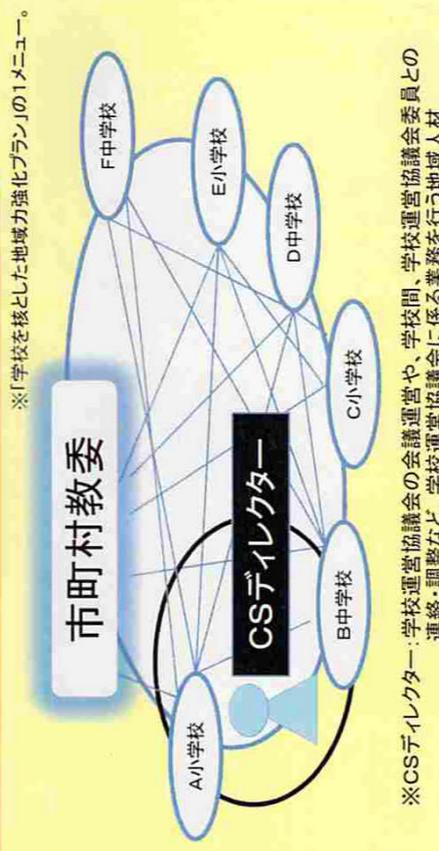
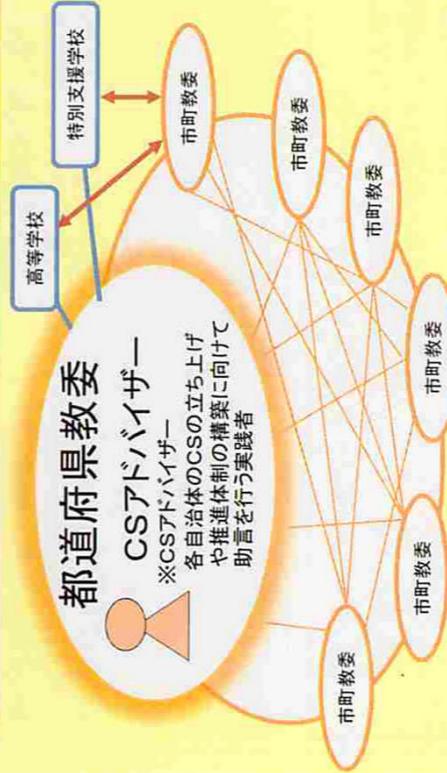


コミュニティ・スクール推進体制構築事業

平成30年度概算要求額 178百万円
平成29年度予算額 162百万円

補助率：国 1/3

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。



※CSディレクター：学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。

域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築



＜改正地教行法＞
・地域学校協働活動推進員等を学校運営協議会の委員に
・協議会は、学校運営への必要な支援についても協議

②県立学校と市町村立学校の連携・協働体制の構築

県立高校・特別支援学校

＜改正地教行法＞
・教育委員会に対して協議会設置が努力義務化(全ての公立学校が対象)

③管理職・事務職員マネジメント研修

＜改正学校教育法・地教行法＞
・事務職員は事務をつかさどる
・教職員の任用に関する意見の柔軟化

<47箇所>

域内全ての学校においてCSの推進体制を構築

①学校間・地域間の連携・協働体制の構築

・学校運営協議会連絡協議会の開催
(各学校の取組内容の共有)
・地域連携担当教職員連絡協議会の開催

②「社会に開かれた教育課程」の構築

＜新学習指導要領＞全面实施に向けて
・H30:幼稚園、H32:小学校、H33:中学校

③地域とともにある学校づくりに向けた推進体制の構築

・多くの当事者による「熟議」の実施
・学校運営協議会について、多くに地域住民に対する周知・徹底

<760箇所>

